

平成21年度経営計画について



3月24日開催の第183回理事会及び役員会にて「平成21年度経営計画」を承認しました。大分県信用保証協会は、公的機関として経営の透明性を一層向上させるために、「年度経営計画」を公表しています。

1. 業務運営方針

当協会は、国及び地方の施策に即応し、各種政策保証の推進を図り、保証審査の適正化・効率化に努めるとともに、経営支援機能の強化を図ります。

また、金融機関、大分県中小企業再生支援協議会との連携を強化することで、債権管理の充実と強化を図り、回収部門においては、保証協会サービサーの一層の活用により回収の最大化・効率化を図ります。

加えて、コンピューターシステムの整備による業務の効率化を図るとともに、人材育成の強化、広報活動の充実等、顧客サービスの一層の充実を図るなど、中小企業の良きパートナーを目指して邁進していきます。

(1) 政策保証の推進

厳しい環境下で努力している中小企業者に対し、親身な対応を行うとともに、国の経済対策保証制度である全国緊急等セーフティネット保証を積極的に推進することで、県内中小企業者への周知徹底を図り金融の円滑化に努めます。加えて流動資産担保保証や予約保証等、様々な政策保証のメリットを説明し、企業の実態に即した制度を提案することにより積極的に利用の推進を行います。

(2) 保証審査の適正化・効率化

金融機関本部への業況説明、担当者による定期的な支店訪問による情報収集および支店担当者との相談会を実施することで、相互の連携強化を図ることにより中小企業者の実態把握を行い、組織的な対応による適正かつ効率的な審査を行います。

(3) 利用企業者数の増加

各種保証制度のパンフレット配布やホームページによる広報活動、関係機関との連携強化や関係機関主催の勉強会、セミナーへの講師派遣により協会を利用した場合の利便性・優位性を説明し、未利用企業者の保証利用推進を図ります。

(4) 職員の目利き能力の向上

連合会主催研修への参加とOJTの確立、積極的な現地調査や内部会議の定例開催による情報の共有により、多様化する保証制度への対応と中小企業者の問題点・将来性の的確な判断ができる職員の養成に努めます。

(5) 経営支援機能の強化

中小企業診断士による経営相談業務の充実や、大口保証先に対する保証後のモニタリングにより継続的な経営支援を行います。また、事業再生に取り組む企業に対し、大分県中小企業再生支援協議会と連携するなど支援機能の強化を行います。

(6) 反社会的勢力等に係わる情報交換体制の強化

大分県警・金融機関暴力対策連絡協議会に加え、関係機関との連携強化のため情報交換の充実を図ります。

(7) 金融機関との連携強化による債権管理の充実・強化

金融機関との連携を密にし、中小企業者の早期実態把握と迅速な対応に努めることで債権管理の強化を図ります。また、金融機関との勉強会の実施により、効果的かつスムーズな調整を行えるよう債権管理手続きの周知徹底を図ります。

(8) 延滞債権管理への早期着手

要管理先をリストアップし情報収集を行い、延滞債権管理への早期着手に努めます。これにより中小企業者の早期実態把握をし、効果的かつスムーズな調整に努めるとともに、代位弁済後の早期回収に繋がります。

(9) 事業再生支援の充実

大分県中小企業再生支援協議会等との情報交換等による連携の強化や、経営・再生支援室を活用した支援、また平成20年度から新業務として加わった「再生ファンドへの出資業務」等により事業再生支援の充実に図ります。

(10) 回収の最大化・効率化

求償権の早期実態把握を行い、迅速に回収に着手することで回収の最大化・効率化に努めます。

(11) 求償権回収強化に向けたサービサーの一層の活用促進

求償権の増加に対応し、サービサーへの回収委託範囲を拡大するなど一層の活用促進を図ります。

(12) 九州ブロック共同システムの充実

次期システムを検討するにあたり、まず九州6協会の事務統一化の可能性を検討します。

既存の共同システムの問題点を改良し、今後の様々な顧客サービスや情報提供に柔軟に対応できるようにします。また、職員がより使いやすく、よりスムーズな処理が可能となるようなシステムを目指します。

(13) システム事故防止対策の強化

対外的通知等のデータ検証について、人的検査では現実的に全ての検証が困難であるため、検証専用システムの検討により危機管理・障害予防体制強化を図ります。

(14) 内部監査体制の充実・強化

ガバナンスの強化およびコンプライアンス・プログラムの徹底により、リスク管理体制の充実に図ります。また内部監査体制の強化により監査機能の充実に図ります。

(15) 人材育成の充実・強化

信用補完制度の変革期における人材育成のため、研修制度・資格取得制度の充実に図ります。

(16) 信用補完制度の持続可能性向上に向けた取組み

景気的大幅な悪化や、制度を巡る状況が急変する中、一連の対策やその運用について適切な対応を行います。

(17) 金融機関との適切な責任共有制度への取組みと整備

責任共有制度システムのスムーズな運営に向けた取組みを行います。

(18) 広報活動の充実

信用保証制度について広く正しい理解を得、一層の認識向上と「顔の見える協会」を目指し、ホームページや機関誌の充実等により中小企業者向けの広報活動に努めます。

(19) 裁判員制度への対応

裁判員制度への対応は、連合会総務委員会の答申を受け整備します。

2 . 保証承諾等主要計画

平成21年度の保証承諾等の主要業務数値計画は、以下の通りです。

| 項 目 | 金 額 |
|--------|---------|
| 保証承諾 | 1,200億円 |
| 保証債務残高 | 2,400億円 |
| 代位弁済 | 60億円 |
| 回収 | 12億円 |